

事務連絡  
令和6年6月12日

各 都道府県  
指定都市 障害保健福祉部主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
こども家庭庁支援局障害児支援課

### 医療機関と相談支援事業所の連携に関する一層の取組促進について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関と相談支援事業所の福祉の連携は、障害児者の生活面に配慮した医療の提供や医療の視点も踏まえた総合的なケアマネジメントの実施の両面で重要であり、本人の生活や治療に対する希望を尊重しつつ、支援していくためには、より一層の連携強化が必要です。

そのため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、相談支援事業所における医療を含めた多機関連携を更に促進するため、計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談」という。）における入院時情報連携加算や、医療・保育・教育機関等連携加算ならびに集中支援加算の拡充等を図ったほか、令和5年度の障害者総合福祉推進事業において、医療と福祉の連携について、実態把握や連携促進のための調査研究を実施したところです。

つきましては、以下の内容を踏まえ、計画相談を実施していただきますよう、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

### 記

#### 1. 地域における医療と福祉の連携体制の構築について

障害者の生活を支えるために必要な医療と福祉の連携については、地域の実情に応じた体制を構築する必要がある、そのためには双方の立場の関係者

が出席した地域における協議の場を設定するなどし、現状把握や課題分析、課題解決に向けた取組を協働で行うことが必要です。協議の場としては、（自立支援）協議会を活用して検討を行うこと等が考えられることから、積極的な取り組みをお願いします。

なお、医療と福祉の連携に係る相談支援事業所への実態調査や地域における連携事例については、令和5年度障害者総合福祉推進事業「医療と障害福祉の効果的な相互連携方策 についての調査研究」（採択先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において調査研究を行ったところですので、参考にしてください。

## 2. 相談支援事業所が医療機関との情報連携時に使用する参考様式について

今般、医療機関と相談支援事業所の連携を推進する観点から、計画相談支援対象障害者等の必要な情報が相互に提供されるよう、参考様式ならびに記入例を作成しました。

### (1) 入院時に相談支援事業所から医療機関へ情報提供を行う際の参考様式（別添1）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、入院時情報連携加算の取扱いについて、必要事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする旨を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定したところであり、別添1の様式は、障害児者が入院する際、相談支援事業所及び入院中のコミュニケーション支援を行う重度訪問介護事業所から医療機関の職員に対して、本人の心身の状況、生活環境等の本人に係る必要な情報提供を行う際に使用する参考様式です。

なお、重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際には、医療機関との入院前の事前調整にあたり、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成するなど、重度訪問介護事業所と適宜適切な連携を図るようお願いします。

### (2) 通院時に相談支援事業所から医療機関へ情報提供を行う際の参考様式（別添2）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児者が通院する際、相談支援事業所から医療機関の職員に対して、本人の心身の状況、生活環境等の本人に係る必要な情報を提供した場合は、医療・教育・保育機関等連携加算（計画作成・変更月及びモニタリング月）及び集中支援加算（基本報酬を算定しない月）の算定を可能としたところです。

当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、受診の円滑化等を図ることを趣旨とするものであり、別添2の様式はこれらの情報提供を行う際に使用する参考様式です。

(3) 退院時に医療機関から相談支援事業所等へ情報提供を行う際の参考様式（別添3）

障害児者が病院等から退院するに当たって、医療機関が相談支援事業所に情報提供を行った場合、診療情報提供料（I）の算定が可能であり、その際使用する様式として診療情報提供書が規定されています。令和6年度診療報酬改定において、別添3の様式を相談支援事業所に対する診療情報提供書に定めることはしていませんが、当該様式に示された事項や記載例は、実際に医療と障害福祉の連携をするに際して重要な観点であると考えられるため、利用者の退院後の支援に必要な情報を共有する場面等で参考とするなど活用をお願いします。

3. 医師意見書の計画相談における活用について

医療の観点を適切に踏まえたケアマネジメントを推進するため、障害福祉サービス等の支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画の作成に活用できる旨を「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）（※）に明記したところです。このことについて、都道府県及び市町村におかれては貴管内相談支援事業所に周知を図るほか、都道府県等においても相談支援従事者指導者養成研修等の機会を活用するなど、積極的な周知等をお願いします。

（※）令和6年3月29日事務連絡「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」の一部改正について」により発出

<参考>

- 「医療と障害福祉の効果的な相互連携方策についての調査研究」の掲載先  
[https://www.murc.jp/library/survey\\_research\\_report/koukai\\_240426/](https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_240426/)  
※三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 HP に掲載
- 各参考様式の掲載先  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)  
※厚生労働省 HP に掲載